

機密
親復

大隈樞密院書記長

樞密院書記長



114
A 4650



別紙原案本院之諮詢ニ被附候ニ
付議長之命ニ依リ右議案及御
送付候也

明治二十三年四月十日

樞密院書記官



送在... (Faint vertical text)

... (Faint vertical text)

... (Faint vertical text)

... (Faint vertical text)

大隈
總理大臣殿

機密

大隈外務大臣殿



外務省用

系例



密

大清宣統元年九月十三日

拜啟陳者已便彼二等書記官橋原陳政
清(國)政况復命書令般者在於印刷
为致其有法在考考一節差進在系
同查收相成度此以得平之考考
四(一)一十一年九月十三日

大隈外務大臣

大隈總理大臣啟

1882年11月

1882年11月

1882年11月

お節大目大隈
殿

お節大目大隈
殿

局 52



These low...

明部

西野村口西十路...

多我葉... 回... 自... 知... 年... 年... 年... 年...

者高... 者高... 者高...

明治廿年十二月三日
 同 八年 八月 八日 發遣
 主任
 小 務 官

明治廿年十二月三日
 同 八年 八月 八日 發遣

主任
 小 務 官

主任
 小 務 官

皇内太子^子正方之殿
 外郎主任之殿
 三以...
 小...
 多...

小 務 官

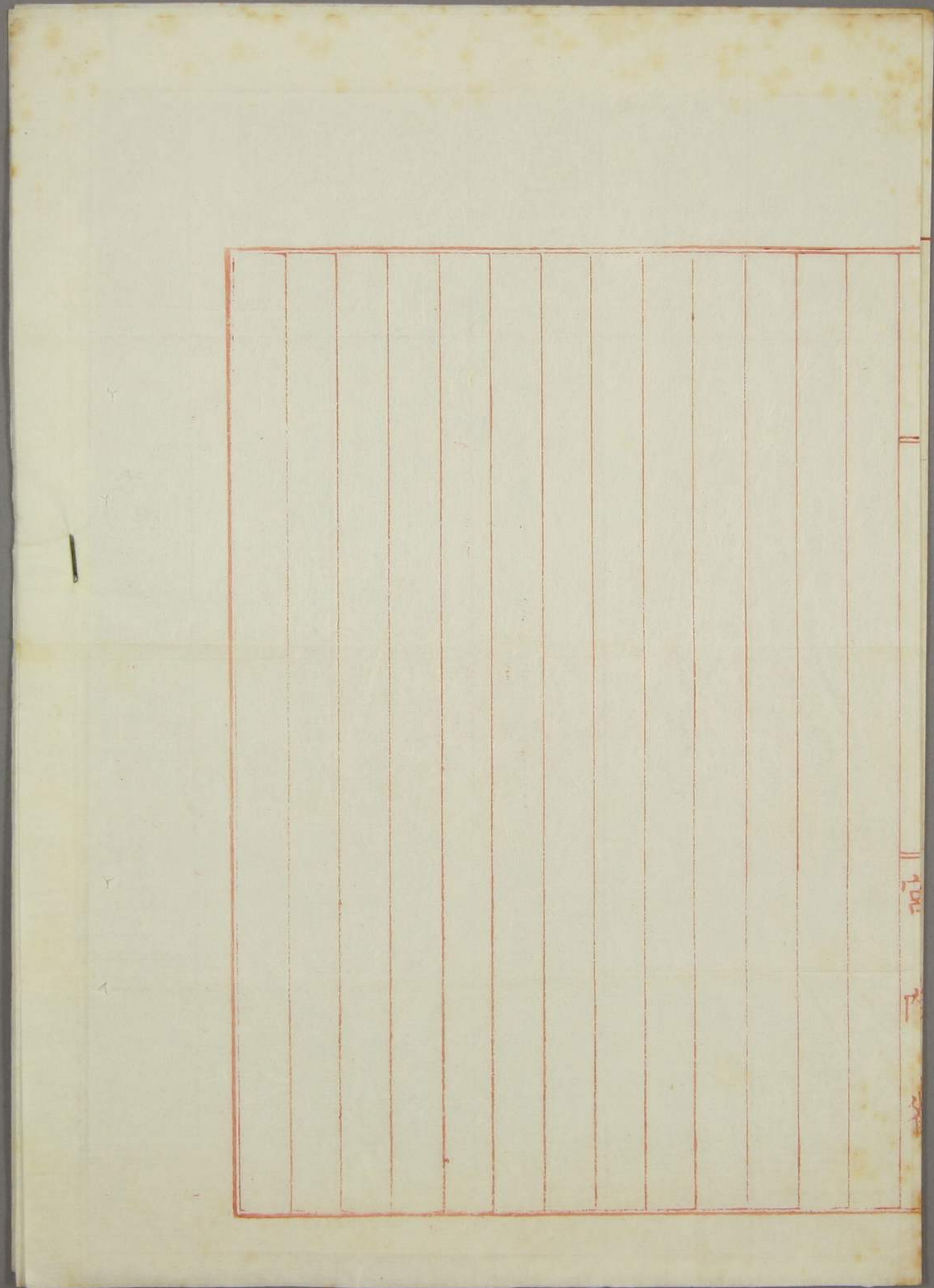
苗有於子 子多矣 子之國 子之國 子之國



公使彼主知官軍者 嘉名具 經儀當有之
亦在二 標同改 故有 故有 故有 故有 故有
其成 香打 區之 以 回 為 五 年 後 比 故 有 也
會 多 也

二十一年三月二十日 宣內大臣子書之 亦人元

外知大臣何書大隈重信殿



射大隈重信殿

富内大臣齋田中光顯

宮内省

右在車



東大興無信殿

宮内省

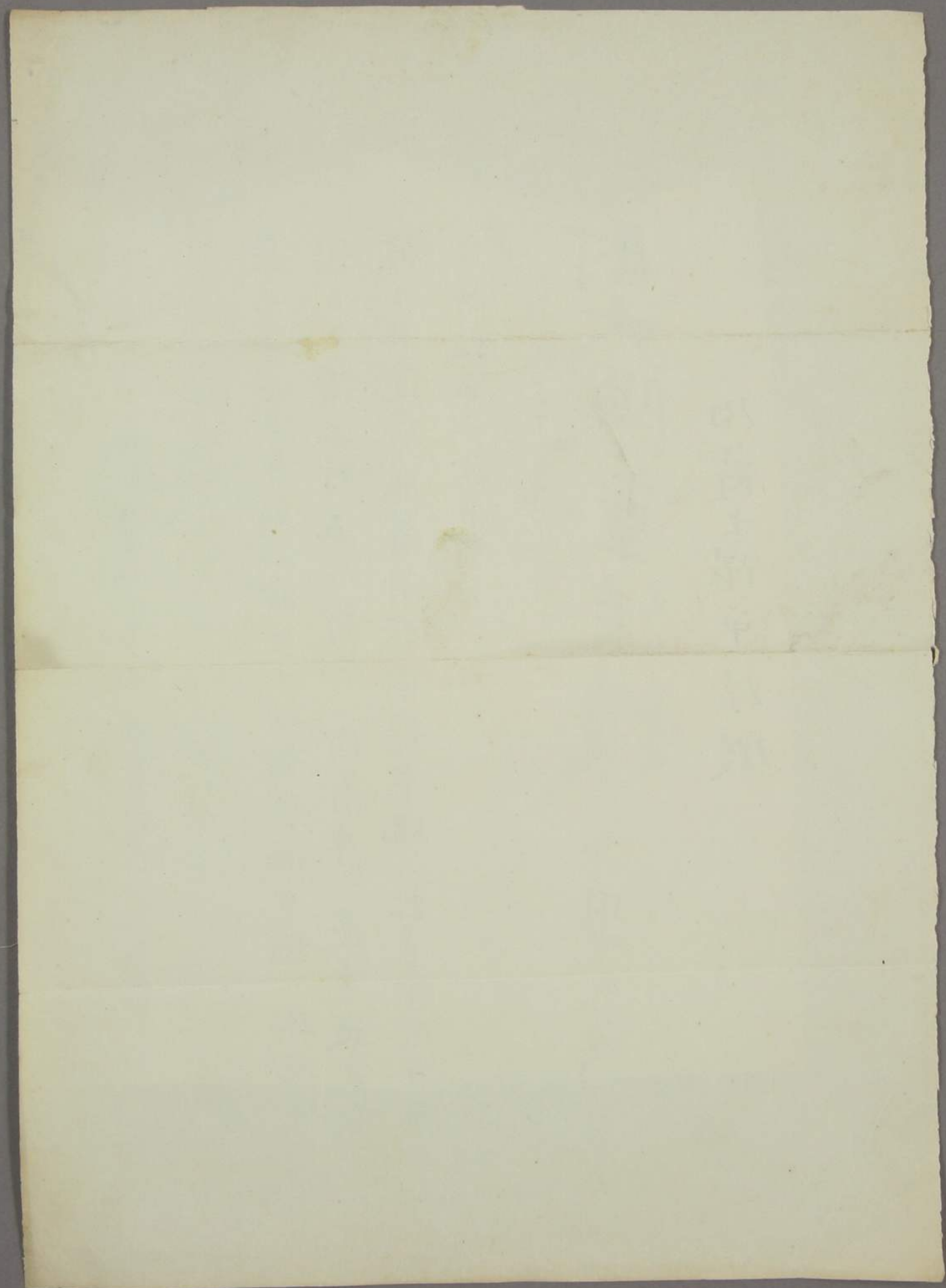
東大興無信殿

來儿廿一日午前八時三十分靜岡停車場 御発車
同日午後二時五分新橋 御着車 還幸被爲在
候：付通常服着用新橋停車場：控へ奉迎可也
之此段申入候也

明治三十一年十一月十八日

宮内大臣十將田中光顯

伯爵大隈重信殿



大隈農商務大臣殿

文親展

警視總監山田為暄

ムバキ音懇篤説諭ヲ加ヘタルニ尚ホ一同ト協儀ノ上答申
スルノ不可ナルヲ説キ総代四五名ヲ撰ビ之レヲ出頭セシ
ムバキ音懇篤説諭ヲ加ヘタルニ尚ホ一同ト協儀ノ上答申

上申
件ニ
小作
ル音
ルヲ
追々
ニ投
示署ハ
翠飯
出頭



警務廳第七四號

茨城縣警察廳

甲第七四號

茨城縣稻敷郡阿見原人民農商務省へ出頭、願未上申
茨城縣稻敷郡阿見原官有原野拜借人名儀更正許可ノ件ニ
付其取消シ農商務省へ請願セントテ全地移住者及ヒ小作
人等而餘名制止シ脱シテ三々五々出京ノ途ニ就キタル者
昨三日午前十時二十九分全縣警察部長ヨリ電報越シタルヲ
以テ夫々手配警戒ヲ加ヘタルニ今日午後四時頃ヨリ追々
着京下谷区仲徒町四丁目藤屋事大川クワ方外一ヶ所ニ投
宿セシモノ三拾六名ニ達シタルヲ以テ全夜下谷警察署ハ
其内重立タルモノ即チ小松崎常松、関口屋士之助、松村翠、飯
田徳兵衛ノ四名ヲ召喚シ首モ官廳ニ請願スルニ多敷出頭
スルノ不可ナルヲ説キ總代四五名ヲ撰ビ之レヲ出頭セシ
ムバキ旨懇篤説諭ヲ加ヘタルニ尚ホ一同ト協儀ノ上答申



スベシト答へ帰宿ノ上一同ト協議ヲ凝シタルモ終ニ決ス
ル処ナク本日午前八時一同下谷署ニ出頭セシヲ以テ尚ホ
及復説諭ヲ加ヘタル結果小松崎常松、関口富士之助、松村翠
市村長三郎、森三郎、村山善兵衛、酒井辨之助、小林由藏ノ八名
ヲ惣代トシテ出頭セシメ其他ハ旅宿ニ於テ惣代等ノ帰宿
ヲ待ツトトナリ右惣代等ハ全十一時農商務省ニ出向セリ
從是先昨夕別ニ出京シ芝区源助町旅舎近江屋方ニ投宿シ
タル岡野岩吉外五名及ヒ本朝新橋着ノ汽車ニテ出京シタ
ル四於餘名ノ者三々五々農商務省ニ来リ大臣ニ面會ヲ求
メントシタルヲ以テ豫テ警戒ノ為メ派遣シ置キタル京橋
警察署警部ニ於テ全省藤川參事官ニ協議ノ上多數ニテ面
會ヲ乞フハ穩当ナラサルニ付惣代ヲ撰ヒ其者ヲシテ面會
ヲ乞ハシメ他ハ皆帰村スベキ旨説諭セシニ破レ等ハ之レ

ニ服シ岡野岩吉、川村素行ヲ残シ他ハ皆十退散セリ然ルニ
其際尤キニ下谷警察署ニ於テ撰定セシメタル八名ノ惣代
等全省ニ出頭セシヲ以テ是レニ先キノ貳名ヲ加ヒ都合於
名ニテ大臣ニ面會ヲ求メタルニ全省受附ニ於テ大臣次官
共ニ不在局長ハ欠負中ナルヲ以テ參事官ニ於テ面會スベ
シト告ケタルニ破レ等ハ之ヲ遂シ藤川參事官出テ、面會
セラレ種々尚答ノ未正午十二時四十分一同退省シ前頭旅舎
大川ケリ方ニ至リタルヲ以テ下谷警察署ハ尚ホ一同ニ帰
村ヲ諭シタルニ破レ等ハ之レニ服シ總人負百二名ノ内九
於此名ハ午後四時二十分上野發汽車ニテ茨城縣ヨリ出京
シ居リタル警部巡查ト僕ニ兼車シ外九名ハ徒歩千往街道
へ向ヒ各々並車帰村ノ途ニ就ケリ
右及上申儀也

明治三十年十二月四日

警視總監 山田 為 暄

農商務大臣 仰 為 大隈 堂 信 殿

露國太殿下御訪問時刻之儀有去八日及御
通知置催處貴官ニ既ニ御面謁相濟殊ニ
同日ハ午餐後ニ御殿内相成居候ニ付別段御訪
問ニ不及儀ト存候此段為念及御通知候也

明治三年七月九日 露國皇族接待員

外務大臣伯爵大隈重信殿



法律第

沖繩縣及小笠原島ノ地方經濟ニ屬
スル費用ハ従前其地方人民ノ負擔
スルモノヲ除クノ外總テ國庫ヨリ
之ヲ支辨ス



北海道炭礦鐵道を買収し官線とするに付ての管見

●炭礦鐵道は小樽、室蘭の二港を扼す
●第一期官設鐵道は空知太社線の終點を基點として延長六百有餘哩を敷設す
●官設鐵道の車輛は英國式、炭礦鐵道は米國式として高低尺餘の差を生じ完全に聯絡することを得ず
●三十年度に於ける石炭運搬高は五十八萬二千五百七十六噸にして普通貨物は二十九萬五千九百九十噸なり
●占據偏頗の弊を生ぜざらんや欲するも豈に之を得べけんや

北海道炭礦鐵道を買収し官線とするの急務を主張する所以のものは敢て論據を鐵道國有主義に取りたるにあらざる北海道拓殖の發展を謀らんが爲めには必ず國有とするの已むべからざるものあるを以てなり請ふ項を分ちて其理由を開陳せん

(一) 鐵道は其性質上他の營業を兼ねしむべからざる事

運輸交通の最要機關なる鐵道を民設とすることは國勢の已むを得ざる秋に當つて或は之を贊助すべし但た政府は其監督を嚴にして獨占事業に伴ふ所の弊害を排除せんことを要す即ち公平に敏活に運輸交通の便利を完からしむるを期すべきなり然るに一面に於ては貨主と爲り他の一面に於ては運搬者と爲るの會社をして一般貨物の運輸を掌らしむるに於ては勢ひ公平と敏活を欠くこと勿らんと欲するも豈に之を得べけんや内外幾多の鐵道會社が兼業を許されざる固より其處なり吾人は茲に炭礦鐵道占據の弊を摘發せすと雖も沿線に於ける天與富饒の石炭は炭價暴騰の時代に於てすら一も開發することなきに徴せば蓋思ひ半に過ぎん

(二) 改正條約實施以前に於て買収せざるべからざる事

條約改正の結果外國人と總ての方面に於て密接の關係を生ずる事に就ては吾人は或論者の如く杞憂を抱く者にあらざる然れども彼等をして特殊不正則なる營業の上に權利を獲せしむることは不測の害を來さんことを恐るゝものなり國家の權能は素より絶對的強制力を有すること疑なしと雖も炭礦鐵道會社の株式に向て外資を放下せる後に於て其組織の改造を命ずるが如きは國を開て外客を迎へ而して之に接するに禮を以てせざるの譏あらざるか。法典の實施は彼の提議によつて條約を有効ならしむる一條件となれり何ぞ自ら進んで特殊不正則なる營業組織を改め以て他日紛擾の基を絶たざるか是れ吾人が焦肩の急として此問題を絶叫する所以なり

(三) 二大目的を達するの捷徑は買収するに在り

されは吾人の希望の第一着は炭礦鐵道會社營業組織の改造に在り而して今改造と云はずして買収を説くは第一期官設六百有餘哩の鐵道と貫聯統一を謀るの上に於て之を買収すると同時に自然の結果として組織を改造するは最も便宜法にして此方法に依るの外殆んど其目的を達するの途なきを信すればなり

(四) 買収方法に三種ある事

如何なる方法を以て之を買収するか

最も必要なる部分は手宮、空知、太間に在り(第一)

然れども室蘭線も亦樞要ならずとせず即ち太平洋と日本海を聯絡する線路にして各支線(夕張、歌志内、幌内、幾春別)は最も石炭の豊富なる部分を經綴せり産業發達の上より論ずれば全線を買収せざる時は面を畫いて眼睛を點せざるが如きものあらん(第二)

全線を必要として買収せんか炭礦鐵道會社は炭礦鐵道兩部兼業の特典に依り初めて成立したるもの今之れが一方を買収するは會社の既得權を損傷するの嫌ひあり是に於てか國家は炭鐵兩部を買収して而後炭礦を公賣せば自然の結果公平なる損害額を會社に支拂ふこと、ならん(第三)



參觀者心得
 一各官廳奏任官准奏任待遇ノ輩非職休職共雇外國人奏任ニ準及丁年未滿ノ有
 爵者其妻并華族華族令第六條華族ノ禮遇ヲ享クヘキ者ヲ總稱ス左ノ通參觀被差許候事

第三二〇一号

御苑

觀菊之證



心得書ノ通參觀被
 候也
 大臣子爵田中光顯

明治三十一年十一月廿一日

- 一參觀ノ輩男子ノ通常服又、紵不才縮袴其制服ヲ著スルモ妨ケナシ如ク、イシチング、ドレス」或ハ褂袴又ハ白襟紋付ヲ著用スヘシ
- 一襟卷引廻合羽ハ御車寄東門外ニ於テ脱スヘシフロンコート尤外套ハ此限ニアラス
- 一男子ハ傘杖ノ類ヲ携テ入苑スヘカラス
- 一婦人ハ傘携帶苦シカラス
- 一入苑ノ節ハ靴或ハ小間下駄又ハ草履等ヲ用ユヘシ

一觀菊證札裏面記載方

官氏名	官員ニシテ妻同行ナレハ列記ス
妻誰	華族ハ其戸籍内ニシテ同合第六條ニ包含セル者同札中ニ列記ス
位何誰	何爵何某(父)祖父(嫡長子)嫡長孫
妻誰	同上(母)祖母

參觀者心得

一各官廳奏任官准奏任待遇ノ輩非職休職共雇外國人奏任ニ準及丁年未滿ノ有爵者其妻并華族華族令第六條華族ノ禮遇ヲ享クヘキ者ヲ總稱ス左ノ通參觀被差許候事

赤坂離宮御苑ノ菊花滿開ニ付別紙心得書ノ通參觀被差許候條觀菊證壹葉相副此段相達候也

明治三十一年十一月十四日

宮内大臣子爵田中光顯

- 一參觀ノ輩男子ノ通常用スル、絹、木、牙、羅、襪其制服ヲ著スルモ妨ケナシ
- 一イシチング、ドレス或ハ褂袴又ハ白襟紋付ヲ著用スヘシ
- 一襟卷引廻合羽ハ御車寄東門外ニ於テ脱スヘシ尤外套ハ此限ニアラス
- 一男子ハ傘杖ノ類ヲ携テ入苑スヘカラス
- 一婦人ハ傘携帶苦シカラス
- 一入苑ノ節ハ靴或ハ小間下駄又ハ草履等ヲ用ユヘシ

一觀菊證札裏面記載方

官氏名	何爵何某 <small>(父)</small> 何某 <small>(祖父)</small> <small>(嫡長子)</small> 何某 <small>(嫡長孫)</small>
妻誰	位何誰 妻誰 同上 <small>(母)</small> 祖母誰

官員ニシテ妻同行ナレハ列記スヘシ

官氏名
妻誰

華族ハ其戸籍内ニシテ同令第六條ニ包含セル者同札中ニ列記スヘシ

何爵何某(父)何某(祖父)
(嫡長子)何某(嫡長孫)
位何誰
妻誰
同上(母)祖母誰

參觀者心得

一各官廳奏任官准奏任待遇ノ輩非職休職共雇外國人奏任ニ準及丁年未滿ノ有爵者其妻并華族華族令第六條華族ノ禮遇ヲ享クヘキ者ヲ總稱ス左ノ通參觀被差許候事

但觀菊會ニ召サレシ者及有爵有位ノ向ニシテ既ニ參觀シタル者ハ除ク

十一月二十一日 月曜日

午前九時ヨリ午後四時迄尤モ當日雨天ナレハ翌二十二日同日尙ホ雨天ナレハ止ム

一當日ニ限り御門鑑札所持ニ及ハス別紙觀菊證札ノ裏面ヘ官員ハ官氏名(妻同行ナレハ其名)華族ハ何々(爵)(位)氏名(妻同行ナレハ其名)ヲ記シ携持スヘシ赤坂離宮表門通行ノ節其證札ヲ警手ヘ相示シ入苑ノ時御車寄東門ニ於テ警手ヘ相渡シ退苑ノ節ハ無鑑札ニテ道筋諸門通行スヘシ

但妻ノミ參入ノ者モ本條ニ掲クル通り證札裏面ヘ何某妻誰ト記スヘシ

一御車寄東門外ニ於テ下乗スヘシ

一參觀ノ輩男子ハ通常服又ハ紋付羽織袴職務ニヨリ制限アルモノハ婦人ハ「ヅイシチング、ドレス」或ハ褂袴又ハ白襟紋付ヲ著用スヘシ

一襟卷引廻合羽ハ御車寄東門外ニ於テ脱スヘシ尤外套ハ此限ニアラス

一男子ハ傘杖ノ類ヲ携テ入苑スヘカラス

一婦人ハ傘携帶苦シカラス

一入苑ノ節ハ靴或ハ小間下駄又ハ草履等ヲ用ユヘシ

一觀菊證札裏面記載方

官氏名	何爵何某(祖父) (嫡長子(嫡長孫))
位	何 誰
妻	妻 誰
同上(母)祖母	誰

華族ハ其戶籍内ニシテ同令第六條ニ包含セル者同行スル時ハ官同札中ニ列記スヘシ

官員ニシテ妻同行ナレハ列記スヘシ

毎日新聞八千三百十號明治三十一年八月十二日附錄

警視廳公文

警視廳告示第八十一號

近來勞働ニ從事スル目的ヲ以テ北米合衆國へ渡航スル者漸次増加ノ傾向アリ然ルニ同國ニハ移民條例ノ設ケアリテ渡航移民ハ嚴重ナル検査ヲ受ケサルヘカラサルノミナラス漸ク無事上陸シ得タル者ト雖モ業務困難多クシテ所得割合ニ少ナク富ニ豫期セシ貯蓄ヲ爲シ得サルノミナラス却テ多額ノ失費ヲ要シ困難ニ陥ル者少ナカラズ必竟此等ハ目的地ノ情況ニ通セスシテ在外知人ノ勸誘ニ誤マラレタルニ由ルモノ多シトス故ニ將來同國へ渡航セントスル者ハ篤ト目的地ノ情況ヲ詳カニシ漫リニ渡航シテ困難ニ陥ルカ如キ事無之様深ク注意スヘシ

明治三十一年八月十二日

警視總監 西山 志澄



發行兼印刷人

吉野貞三郎

編輯人

福重 健馬

發行所

東京市京橋區尾張町新地七番地
橫濱市本町六丁目八十二番地

旬日海報社
橫濱支店